

時事新報

第三千二百二十五號
明治廿四年九月四日 (金曜日)
舊曆辛卯八月二日 (癸巳)
出刊時間 午前六時十分
入館時間 午前六時十分
通年費 六元
半年費 三元
一月費 一元
西曆一千八百九十一年

時事新報の賣捌に付

此程より本社は府下の各新聞社と共に國會、東京朝日
の兩社と其實所を區別する事に決したるに此際各地
の購讀者に對し種々の口實を設け甚しきは延着など申
唱へて新報の購讀者に他新聞を配達するものある由
れば斯る際には御手数乍ら御一報ありたし速に御購
の便路を開き可申候尤も斯る御通知を紙上に吹聴して
購者御迷惑相懸候様事は本社に決して爲さるる
所此邊の御懸念無之候願上候

山地中將の肖像附録

此程讀者諸君の投票多數に依り第三回の附録と定りた
る山地中將の肖像は例の通り美麗なる石版刷と爲し本
月中旬の本紙附録として讀者に配布すべし

時事新報

左の一編は社友取果生が北海道遷在中に見聞せる
二三を摘録したるものにして讀者の參考に資すべ
きものなきに非ざれば爰に掲ぐ

北海雜説

北海道に關する議論は世既に之を窮して殆んど餘
なきが如し我輩は勉めて其策を避けて爰に先づ拓地殖
民の成否を論ずるに仰も北海道を有るの富源と稱し
興廢に關して著々移殖を企つるに至りたるは特に
此三五年以來の事とされども其本を尋れば明治政府が
開拓使を設け方針政策を決したるが故にして當時の如
きは利權を奪ひ、雄雪地を塞ぎ、猛熊人立、怪狐畫
狗に走獸飛禽の國土ありしに此暗嶺蕭條の地を賑ひ
土人樵夫の遺蹟に任せて時に雪片を嚼んで渴を醫し時
に枯草を結んで薪に代へ札帳帳を、野に計畫し鐵
道街道を熊穴の傍に定め苦小牧驛を通じて東海岸に達
し鐵道に根室に北見、天鹽の北岸に至るまで開いて以
て今日の基を奠したる先達の辛苦は境を踏んで轉た退
懷の情に堪へず未世滅す可らざるの偉功と云ふて不可
あけれども抑それより現今に至るまで創業に守成に經
營計畫の成行を數すれば期望と實際と距離したるもの
少からず無限の辛苦を忍んで莫大の國帑を費消し得
る所を以て失ふ所を償はざるは遺憾と云ふべし現に本
道の地味の一層に肥沃するは邊の丈三四尺以上に達す
るを見て明白にして其他野生の養業は耕して以て畜
養ふべし農原の牧畜、牛、馬、土筆の類は採て以て食
ふべし農原の生育も亦宜しく雪中入しければも越陸
地方と大異ならず其に有る富源たるに背かざる
に然るに到る處は藪を藪として未墾に屬し神代地
の儘に遺棄せらるるものは是れ豈に着手以來日尙淺
きが故のみならず蓋し種々の事情もあると云ふなら
ば尤も元來拓地殖民の設計たる永遠に亘るべき大業

雜報

○目的は日本不釣合の教育 我教育の程度を尙尙から
しむるは從來文部省の持論にして現に帝國大學の如き
も日本人の腦力に餘ある學科を設け而して我大學は目
下世界に教育の尙尙を以て任せる獨逸の大學にも劣
らざりし此尙尙ある教育を實に我文明の先導者たりと唱
ふる次第あるが故に其他の中小學に至る迄自然學科と
高尙ならしむるは數の免れざる處にて現に一般の子弟
をして随分無用の學問に腦力を費して苦學せしむるは
今日の狀勢より近視眼類に我教育の不完全なるを主
唱する者も拘はらず文部省は徹頭徹尾其目的を貫かん
と欲する者如し此頃其當局者以て或る人に語て曰く近
來文部省は私立學校模範の範を執るが如く論議する者
頗ありと雖も本省が尋常中學校と高等中學の連綿
を附けて多少私立學校を創設する處ありしむる者は全
く一般人の學力を尙尙からしむるに在るのみ今日世間
に専門の學業を修め世に立つ者にして高等の普通教育
を受けざる者へ多き有様あるは實に我が教育上の缺

點と云ふべきなり今假令一般の子弟をして強て尋常
中學を經過せしむるの方向を取ればとて之が爲め私立
學校を裁減せしむべき謂れなし寧ろ私立專門學校の如
きは一旦高等普通學を經過したる子弟が前後相續で入
學し來らんに却て純良の生徒を擧て其教育上好結果
を見る次第あらん左れば本省は他く迄一般生徒の學問
を尙尙からしむるの方針を執り往々其眞の學者が社會
黨の業に就くの望を達せんとするに在りし物物れり
と云ふ

○市長演説 東京府に於ては一兩日前市長演説を施行
せり目下六郡中一名も市長の欠員はなけれど從來東多
摩南豐嶋の兩郡は大抵一人の市長にして兼官を命ぜし
も若し一郡郡制の施行せらるる如き事あれば兩郡中一
郡は必ず一獨立せしめざるべからずゆゑに豫め之れが
候補者を試験の上定め置く爲めありと

○市村座(つぐま) 二番目田舎源氏は小園次の出し
のなるが前就にも配せし如く先代小園次に當て欲めて
新作したるを其後大友が勤めし以來原板さへ復收され
し事あり絶て舞臺に顯はれざるものとして今度同座へ出
勤の俳優は故人の演せし形を故老に就て問合せし位な
れば書印も同座ありと倍小園次の東雲上の巻暗闘
の場は見物もだんまり込みて評なし中の巻七年前實業
に忍び入りし時喜代之助に寄はれし片袖を光氏より渡
されればと驚き二人の惡徒に光氏を殺さしめんと臥戸
に跳り入れれば早くも光氏は黃昏を伴れて影を隠し顯
れ出でしは喜代之助ありしに二度喫驚され一節道の
事あれば落行く先きは野中の古寺と一寸立廻りど爲り
花道空を行き掛けしが膝裏より面箱衣袋を持ち行り所
婦人の態度を窺はせ相懸に出来たり古寺の場舞ひは
本陣のみとして吾れ自乃の上の物語り少しシヤレたり
亡父と天友の名人が演じたる三度目の東雲、同座には
荷が重過ぎたりと評するものもあり八百歳の光氏持
し出しも立派にて仕業に批難はさきも全體色氣に乏し
し同座に取りては至極速速相見たり女實の實業精
麗々々女形に乏しき一座の事とて好き役が附きて仕合
せたり阿古木の亡靈に悩まされて氣絶し光氏の介抱に
人心地着きし折柄再び男女の願はれ出で顯闘への止ま
ざる中より衣裳に目を注げ母を知りて抱き止める所杯
は好くみせしめられたる自乃後母東雲の物語りと共にマ
シ込みたり小紫の阿古木の亡靈演じし藝風あれば曲的
は好くみせしめられたる自乃後母東雲の物語りと共にマ
シ込みたり小紫の阿古木の亡靈演じし藝風あれば曲的

○佛蘭西人 第七 記事人
昔十九世紀に於て佛蘭西に最も有名なる作家、
マニオン氏曾て此國の裁判法を評して
「トル・ダ」の塔(巴里の高塔)を
その嫌棄を受くるものとあらば只が
さきのみと評すの最も酷なるもの
事實に過ぎたる評評あるや如何ん
マニオン氏は自分一個の責
答むるの權理なき責任を以て些細
に何人の家にも更に制限なく私
を爲し若くは人を拘引するを得べ
るは容易に之を信するや如何ん
據の證明なきに左る命令を發する
其人の素狀を尋ねれば多くは代官
るを得たりしものにして一年の俸
八十磅乃至百磅(一磅は凡六圓に
此俸給にても獨立の有様に生活す
んと無限の權力を此一群に與へて
驚くべく既に人口五萬を有するの
總計するよりも多くの裁判官あり
は長く裁判法の正しからざるを嘆
むを欲するが如くされども未だ少
に租税を出しはへすれば其他は政
從い何事も傍らより監視するに及
ものと心得、共和の主義人民の心
ど其何を見ざるまでに強きにも拘
しては輿論は左まで關係せず是れ
も一方に於ては官吏を恐るゝと
は容易に服従するの實ありながら
けて之を排斥するの風あればあり
責任を脱れんが爲めに壓制を忍ぶ
職を愛するは云々、壓制主義を笑
つて實は其主義を稱賛して之が
ものを笑ふものなり

の出来、樂五郎の白須賀六郎、
は我輩と和三四夫れにも劣らず實
藏の花守り關兵衛一癖あるべし面
てより大勢を引受けての立廻りも好
るは娘澤衣ありしと聞て大膽不敵
を浮べる所都て申分なき出来とい
は同門の新藏に附合ひ御苦勞とい
し新藏の入重垣は師匠の形に少
たる所あり流石出しもの丈に申し
りも中々手に入つたものなり殊に
初欲しやの邊りチヨボに合せての
り同座は昨年以來、座の道成寺、
菊満月といひ今度の八重垣毎度左
く目下日の出の出世役者といふべ
○佛蘭西人 第七 記事人
昔十九世紀に於て佛蘭西に最も有名なる作家、
マニオン氏曾て此國の裁判法を評して
「トル・ダ」の塔(巴里の高塔)を
その嫌棄を受くるものとあらば只が
さきのみと評すの最も酷なるもの
事實に過ぎたる評評あるや如何ん
マニオン氏は自分一個の責
答むるの權理なき責任を以て些細
に何人の家にも更に制限なく私
を爲し若くは人を拘引するを得べ
るは容易に之を信するや如何ん
據の證明なきに左る命令を發する
其人の素狀を尋ねれば多くは代官
るを得たりしものにして一年の俸
八十磅乃至百磅(一磅は凡六圓に
此俸給にても獨立の有様に生活す
んと無限の權力を此一群に與へて
驚くべく既に人口五萬を有するの
總計するよりも多くの裁判官あり
は長く裁判法の正しからざるを嘆
むを欲するが如くされども未だ少
に租税を出しはへすれば其他は政
從い何事も傍らより監視するに及
ものと心得、共和の主義人民の心
ど其何を見ざるまでに強きにも拘
しては輿論は左まで關係せず是れ
も一方に於ては官吏を恐るゝと
は容易に服従するの實ありながら
けて之を排斥するの風あればあり
責任を脱れんが爲めに壓制を忍ぶ
職を愛するは云々、壓制主義を笑
つて實は其主義を稱賛して之が
ものを笑ふものなり

の出来、樂五郎の白須賀六郎、
は我輩と和三四夫れにも劣らず實
藏の花守り關兵衛一癖あるべし面
てより大勢を引受けての立廻りも好
るは娘澤衣ありしと聞て大膽不敵
を浮べる所都て申分なき出来とい
は同門の新藏に附合ひ御苦勞とい
し新藏の入重垣は師匠の形に少
たる所あり流石出しもの丈に申し
りも中々手に入つたものなり殊に
初欲しやの邊りチヨボに合せての
り同座は昨年以來、座の道成寺、
菊満月といひ今度の八重垣毎度左
く目下日の出の出世役者といふべ
○佛蘭西人 第七 記事人
昔十九世紀に於て佛蘭西に最も有名なる作家、
マニオン氏曾て此國の裁判法を評して
「トル・ダ」の塔(巴里の高塔)を
その嫌棄を受くるものとあらば只が
さきのみと評すの最も酷なるもの
事實に過ぎたる評評あるや如何ん
マニオン氏は自分一個の責
答むるの權理なき責任を以て些細
に何人の家にも更に制限なく私
を爲し若くは人を拘引するを得べ
るは容易に之を信するや如何ん
據の證明なきに左る命令を發する
其人の素狀を尋ねれば多くは代官
るを得たりしものにして一年の俸
八十磅乃至百磅(一磅は凡六圓に
此俸給にても獨立の有様に生活す
んと無限の權力を此一群に與へて
驚くべく既に人口五萬を有するの
總計するよりも多くの裁判官あり
は長く裁判法の正しからざるを嘆
むを欲するが如くされども未だ少
に租税を出しはへすれば其他は政
從い何事も傍らより監視するに及
ものと心得、共和の主義人民の心
ど其何を見ざるまでに強きにも拘
しては輿論は左まで關係せず是れ
も一方に於ては官吏を恐るゝと
は容易に服従するの實ありながら
けて之を排斥するの風あればあり
責任を脱れんが爲めに壓制を忍ぶ
職を愛するは云々、壓制主義を笑
つて實は其主義を稱賛して之が
ものを笑ふものなり